

太陽 ASG 拝啓理事長先生

第 203 号 この資料は全部お読みいただいて 2 分 30 秒です。

今回のテーマ： 学校法人の監査人と監事の連携のあり方等について

今回は、平成 22 年 1 月 13 日に日本公認会計士協会から発表された、「学校法人の監査人と監事の連携のあり方等について（学校法人委員会研究報告第 17 号）」について説明いたします。

・報告書の趣旨

監事と公認会計士または監査法人（以下「監査法人等」という）との連携を図る必要性が極めて高いにもかかわらず、私立学校法上では、監事と監査法人等との連携についての定めがありません。そのため、この報告書が公表されました。

1. 監事の職務

学校法人の監事は、業務監査と財産監査の両方を行うことが要求されています。

このうちの財産監査とは会計の監査ですから、監査法人等の監査を利用して、監事監査の有効性・効率性を高めることができる、と報告書は述べています。

2. 監事にとっての連携の効果

- ①監査法人等の専門的知識を自らの監査に役立てることができる。
- ②監査法人等による会計監査における発見事項を入手し、自らの監査に役立てることができる。
- ③監査法人等が入手した情報を自らの監査に役立てることができるため、限られた時間を有効に使うことができる。

3. 連携の方法とその時期

監査法人等と監事の連携は、監査契約の締結時や更新時、監事の交代時において、それぞれの監査体制等に関する事項や、互いの情報提供の範囲、監査業務の局面に応じた両者の対応の方法について十分に協議し、両者の期待に相違が生じないようにすることが必要です。

また、不正または法令に違反する重要な事実を発見した場合や、学校法人の経営環境や組織の変更などの重要な事実が発生した場合には、監査法人等と監事の双方の監査に影響を及ぼす可能性が高いため、随時、情報交換を行う必要があります。

4. 連携上の留意点

監査法人等と監事の連携については制度化されていませんが、理事者の理解が非常に重要となります。

連携する旨や連携範囲等、合意した連携内容については、理事者に事前に通知することが望まれます。

お見逃しなく！

監事は、監査法人等と連携することによって監査の有効性・効率性を高めることはできても、会社の監査役のように監査法人等の監査意見をそのまま自己の意見として利用することはできません。

監事は業務監査のほか、自らも財産監査を実施して監査報告書を提出する必要があります。